

神奈川県建築基準条例の解説  
【正誤表】(平成25年8月5日)

項	修正箇所	正	誤
-14	条例解説部分	<p>(教室等の出口)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>本条は、一部屋を多数の人が利用している時に火災等が発生した場合、当該居室から避難するに際して、一箇所の出入り口に人が集中することを避けるために、2以上の出口を設けることを求めた規定である。</p>	<p>(教室等の出口)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>本条は、一部屋を多数の人が利用している時に火災等が発生した場合、当該居室から避難するに際して、一箇所の出入り口に人が集中することを避けるために、2以上の出口を設けることを求めた規定である。</p>
-19	条例抜粋部分	<p>(共同住宅等の主要な出口)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分(以下この項において「区画部分」という。)は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして前項第1号の規定を適用する。</p>	<p>(共同住宅等の主要な出口)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分(以下この項において「区画部分」という。)は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの各各部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして前項第一号の規定を適用する。</p>
-43	条例解説部分	<p>(客席内の通路等の構造)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>4 第1項第5号関係</p> <p>(略)</p> <p>&lt;例 示&gt;</p> <p>(略)</p> $W_1 = (20 / 2 + 8) \times 6\text{cm} = 108\text{cm} \quad (80\text{cm})$ $W_2 = (20 / 2 + 17 / 2) \times 6\text{cm} = 111\text{cm} \quad (80\text{cm})$ $W_3 = (17 / 2) \times 6\text{cm} = 51\text{cm} < 60\text{cm} \quad \text{ゆえに } 60\text{cm}$ $W_4 \quad 120\text{cm}$	<p>(客席内の通路等の構造)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>4 第1項第5号関係</p> <p>(略)</p> <p>&lt;例 示&gt;</p> <p>(略)</p> $W_1 = (20 / 2 + 8) \times 6\text{cm} = 108\text{cm} \quad (60\text{cm})$ $W_2 = (20 / 2 + 17 / 2) \times 6\text{cm} = 111\text{cm} \quad (60\text{cm})$ $W_3 = (17 / 2) \times 6\text{cm} = 51\text{cm} < 60\text{cm} \quad \text{ゆえに } 60\text{cm}$ $W_4 \quad 120\text{cm}$
-53	条例解説部分	<p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>また、第1項「ただし書」により、第1号から第5号全ての基準を満たす「独立した2階建以下の自走式の自動車車庫」に限り、適用を除外するものであるが、ここで条件としている基準第1~5号は、平成14年5月27日付け国土交通省事務連絡に準拠してい</p>	<p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>また、第1項「ただし書」により、第1号から第5号全ての基準を満たす「独立した2階建以下の自走式の自動車車庫」に限り、適用を除外するものであるが、ここで条件としている基準第1~5号は、平成14年5月27日付け国土交通省事務連絡に準拠してい</p>

項	修正箇所	正	誤
		<p>るものであり、詳細は「建築物の防火避難規定の解説 2012」(編集 日本建築行政会議 )P159 に掲載されているので、参照のこと。          なお、3層4段以上の自走式の自動車車庫は適用除外の対象としていないので、注意すること。</p>	<p>るものであり、詳細は「建築物の防火避難規定の解説 2005」(編集・発行 日本建築行政会議 )P159 に掲載されているので、参照のこと。          なお、3層4段以上の自走式の自動車車庫は適用除外の対象としていないので、注意すること。</p>